

高生第 105 号
建第 10-82 号
令和 2 年 6 月 12 日

各高齢者福祉施設管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長
鹿児島県土木部建築課住宅政策室長

高齢者福祉施設等における防災対策の強化について（通知）

本県における保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、全国各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。平成 28 年 8 月には岩手県の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

県内においても、昨年 6 月から 7 月にかけて局地的に猛烈な雨が降り県内各地で観測史上最多の降水量を記録するとともに、河川の氾濫や土砂崩れ等による人的被害が発生したところです。

各高齢者福祉施設管理者におかれましては、梅雨期及び台風期を迎えるにあたり、下記事項及び別添通知を御確認の上、集中豪雨、台風、地震等による非常事態に備えるとともに、施設利用者や職員等の安全確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている法人におかれましては、各事業所への周知も併せてお願いします。

記

1 連絡体制の整備

市町村、消防署、自主防災組織及び入所者家族などとの連携を密にし、緊急時の連絡通報が円滑に行える体制を整えておくこと。

2 避難訓練等の実施

緊急時の避難経路、避難場所等を再確認するとともに、地域住民や防災関係機関の協力を得て、自主避難が困難な者に対する避難・救出訓練や夜間を想定した避難訓練等実効性の高い訓練を定期的実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止、参加者の安全確保を優先に考え、必要があれば、訓練等の延期や中止について検討すること。

3 情報の収集等

市町村からの防災情報や、注意報・警報の気象情報に常に注意を払い、早期の自主避難や避難勧告等に対応できる体制を整えること。

4 早期の自主避難

近年の集中豪雨や突発的な災害発生を踏まえ、避難勧告等が発令されていない状況であっても、入居者及び職員が危険であると判断した際には躊躇せず避難すること。

〈別添通知〉

1 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成 28 年 9 月 9 日老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号）

2 高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について（令和 2 年 5 月 28 日府政防第 1221 号、消防災第 98 号）

(問合せ先)
鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課
施設整備係 (担当 山本)
電話：099(286)2703
介護保険室事業者指導係 (担当 熊手)
電話：099(286)2687
鹿児島県土木部 建築課住宅政策室
住宅企画係 (担当 上之園)
電話：099(286)3740

写

老総発 0909 第 1 号
老高発 0909 第 1 号
老振発 0909 第 1 号
老老発 0909 第 1 号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)殿
中核市

厚生労働省老健局総 務 課 長
(公 印 省 略)
高 齢 者 支 援 課 長
(公 印 省 略)
振 興 課 長
(公 印 省 略)
老 人 保 健 課 長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成 24 年 4 月 20 日老総発 0420 第 1 号、老高発 0420 第 1 号、老振発 0420 第 1 号、老老発 0420 第 1 号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成 28 年 9 月 1 日雇児総発 0901 第 3 号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるように、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「防災ガイドBOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチェックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

(別添1)

～●●●市からのお知らせです～

水害や土砂災害から命を守るために！


～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ ① 施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

□●●●市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

□●●●市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

□ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ ② ●●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

□●●●市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

□社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始してください※4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ ③ 雨しもの時に備えて考えておきましょう。

□例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1: 大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2: 外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

●●市からの防災情報

□●●市の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>

□防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。

その他の機関からの防災情報

□●●●県の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●県内の防災情報について掲載しています。

□気象庁ホームページ

http://www.jma.go.jp

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

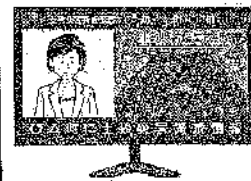
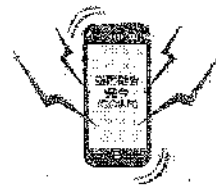
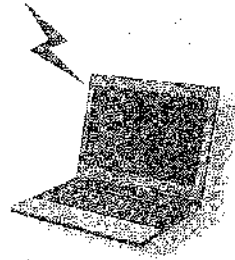
□国土交通省防災情報提供センター

http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】 ●●市役所 ●●課 ●●係 電話: ●●●●-●●●●-●●●●
 (●●●●県庁 ●●課 ●●係 電話: ●●●●-●●●●-●●●●)

府政防第 1221 号
消 防 災 第 98 号
令和 2 年 5 月 28 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長
（ 公 印 省 略 ）

高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

（報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>）

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力（以下「避難の理解力」という。）を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示され「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について」（令和 2 年 4 月 21 日付府政防第 819 号・消防災第 72 号）（別紙 1）が通知されたところです。（当該キャンペーンの全内容は、別紙 1 参考資料 1 を参照）

特に高齢者や障害者の方々に対しては、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行う「避難の理解力向上キャンペーン」の一環として、福祉関係者等と連携し、高齢者や障害者の避難の理解力向上を図るとともに、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の活用を進めるため、各市町村において、ハザードマップ等を参照し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有すること、災害リスクの高い方々から優先的に避難支援体制の構築に向けた検討を行うこと等が示されました。（令和 2 年度出水期までに行う取組の全内容は（別紙 2）を参照）

貴職におかれましては、貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知いただくとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局や医療・保健・福祉部局等が連携のもと、福祉関係者等の協力を得ながら、下記の事項に取り組んでいただくとともに、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、本取組の実施に当たっては、当面は、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

令和元年台風第19号においては、多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待されます。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局等が連携のもと、福祉関係者等の協力を得ながら、以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。

(1) 取組内容について

- 都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障害者の自宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうこと。

※都道府県及び市町村は、確認をした結果、避難を支援する者がいない、避難経路が未整備、避難手段がない等の事情が明らかになり、福祉関係者等から報告を受けた場合、その高齢者や障害者が避難行動要支援者名簿に記載済か否か等、必要な対応や支援についてご検討下さい。

※都道府県及び市町村は、福祉関係者等の業務に差し支えない範囲での取組となるよう配慮するとともに、福祉関係者等に対し、丁寧な協力依頼、説明及び協議を行い、(2)の支援を実施した上で取組を開始してください。また、福祉関係者等に取組の詳細を説明する際には、福祉関係者等向けに作成いたしました「実施に当たってのQ&A」（別紙3）をご参照ください。

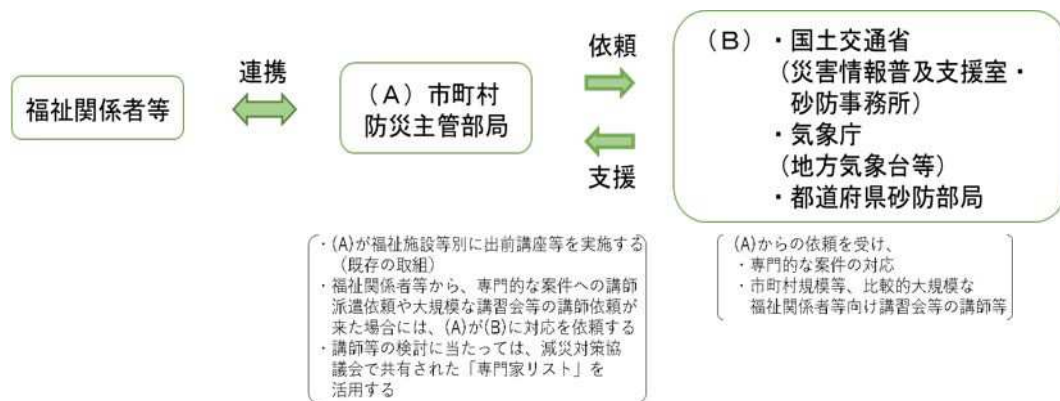
※都道府県及び市町村は、取組の依頼に際して、福祉関係者等に対して「ハザードマップ」、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」の配布状況について確認し、必要数配布してください。

(2) 防災主管部局として想定される福祉関係者等に対する支援について

- 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」、「避難情報のポイント」及び「ハザードマップ」について説明すること。
- 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所（災害情報普及支援室）及び砂防事務所・都道府県砂防部局・气象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。

その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



2. 「避難行動要支援者名簿」の活用

避難行動要支援者名簿については、消防庁の「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果」において、98.9%（令和元年6月1日時点）の市町村において作成が完了しているところではありますが、令和元年台風第19号においては「住民が名簿をもとに避難を誘導した」といった事例が見られた一方、「地域によって支援にばらつきがある」といった意見があるなど、地域によって大きく状況が異なっているものと考えられます。

近年頻発している大規模災害に備えて、避難行動要支援者の避難の実効性を確保するためには、既存の名簿を十分に活用し、具体的な避難支援体制を構築しておくことが重要であることから、市町村防災主管部局におかれましては、医療・保健・福祉部局等との連携のもと、下記の事項に取り組むようお願いいたします。

<実施すべき事項>

- ハザードマップ等を参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災主管部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有する。

<実施が望ましい事項>

- 災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者から優先的に、福祉関係者等と連携し、地域住民の協力を得ながら、避難支援体制の構築に向けた検討を行うこと。
- 法令上、避難行動要支援者とは「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいい、一義的には避難能力の有

無によって名簿掲載の可否を判断するものであるが、現在の名簿掲載者がこの趣旨に合致しているか改めて確認すること。

- 平時からの名簿情報の提供はもちろん、災害発生時に直ちに提供できるよう備えておく必要があることから、地域の特性や実情に応じて、頻繁に、かつ、定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つとともにその情報を防災主管部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有すること。

(参考①)

- 「避難行動要支援者名簿」

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 第 1 項に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成することが義務付けられています。

(参考②)

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html>

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 4 月）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/jireisyuu.html>

- リーフレット「災害時に備えて今できること」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/panf.html>

3. 地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき地区の住民や事業者等（以下「地区住民等」という。）が主体となって素案を策定し、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることを提案できる制度であり、地区住民等の自助、共助の精神に基づき、皆で安全な地区をつくるためのツールです。

また、報告書において、現状の避難行動要支援者名簿の大半を占める健康加齢者の避難は、安全・安心な地域づくりの一環として、地区防災計画の中で取り組むべきとされており、令和元年台風第 19 号においても、地区防災計画において位置づけられた高齢者の避難の仕組みを活かして早期避難ができた事例もありました。

他方、実際に地区防災計画を地域防災計画に反映済みの地区は、平成 30 年 4 月 1 日時点において、23 都道府県、41 市区町村、248 地区にとどまっております。

このため、内閣府では、更なる地区防災計画の策定促進の観点から、「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年 3 月）に加え、新たに「地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～」（令和 2 年 3 月）を策定いたしました。

都道府県、市区町村におかれましても、これらのガイドライン等を活用することにより、地区防災計画の策定を検討している地域住民等と連携しつつ、当該計画の策定の支援等を進めていただきますようお願いいたします。

（参考）

○ 地区防災計画ガイドライン（平成 26 年 3 月）

○ 地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～（令和 2 年 3 月）

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

4. 医療施設や社会福祉施設における災害リスクの確認

令和元年台風第 19 号において、多くの医療施設や社会福祉施設が被災しており、施設を利用する高齢者や障害者等の避難の実効性を確保するためには、施設における避難対策が重要となります。都道府県、市町村におかれましては、管内の医療施設や社会福祉施設の施設管理者に対して、所在地の災害リスクを確認するよう周知することをお願いいたします。

なお、水防法第 15 条の 3 第 1 項及び第 5 項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項及び第 5 項により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた医療施設や社会福祉施設には、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられております。

都道府県、市町村におかれましては、計画の作成や訓練の実施の支援、促進についてご検討下さい。

以上

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田、近藤 （TEL： 03-3593-2849）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付
和田、土屋 （TEL： 03-3502-6983）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、飯田 （TEL： 03-5253-7525）